

説明会後の質問への回答

Q 1

外部立会人は必ず選任し、立ち合わせなければなりませんか。

A 公職選挙法第 49 条第 10 項の規程において、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を立ち合わせるなど不在者投票の公正な実施に努めなければならないとされているところですので、立会人（外部立会人）については、不在者投票の公正な実施の確保の観点からも、積極的に立ち合わせていただきますようお願いいたします。

Q 2

投票用紙の送付に関しては、郵便法等の改正によりできる限り早く（選挙期日の 4 日前まで）差し出すよう「指定病院等不在者投票事務取扱要領」に記載があるが、レターパックプラスを使用し、選挙期日 3 日前に差し出すことは可能か。

A 上記の記載につきましては、普通郵便の翌日配達の廃止・土曜日配達が休止となったことを考慮したものであり、レターパックプラス等土曜日・日曜日・休日にも配達されるサービスにより選挙期日に間に合うのであれば 3 日前の差し出しでも構いません。

ただし、指定病院等での不在者投票は、選挙人が登録されている選挙人名簿のある市区町村の選挙管理委員会の委員長を経て、投票所の閉鎖時刻までに選挙人の属する投票区等の投票管理者に届いていなければなりませんので、その間の時間的余裕を考慮して、選挙人になるべく早く投票してもらうようご指導いただくとともに、期日までに余裕をもった投票用紙等の送致にご協力いただきますようお願いいたします。